

令和8年度調布市一時預かり事業・定期利用保育事業利用料助成事業

調布市では、定期利用保育事業を利用するご家庭の負担を軽減するため、利用料助成事業を実施しています。対象となる方は手続きをお願いします。

～対象者～

後述の対象施設を利用する児童の保護者で、次のすべてに当てはまる方

- 1 市内に住所を有していること
- 2 保育の必要性の認定を受けていること※¹
- 3 利用する児童が以下のいずれかに当てはまること
 - (1) 児童が3歳～5歳※²である
 - (2) 児童が0歳～2歳※²で、市民税非課税世帯※³である
 - (3) 定期利用保育事業※⁴を利用している児童が0歳～2歳※²で、市民税課税世帯※³である
- 4 保育園等に在園していないこと



- ※¹…受けていない場合は、利用開始前までに申請が必要です。裏面を御覧ください。
既に認定を受けている場合も、保育の必要性を確認できる書類が必要になる場合があります。
育児休業中の利用は助成の対象外です。
- ※²…令和8年4月1日時点での年齢です。
- ※³…保護者(世帯)の区市町村民税所得割が課税か非課税かにより判断します。
利用した月が令和8年4～8月の場合は令和7年度、令和8年9月～令和9年3月の場合は令和8年度の課税を確認します。
市民税が未申告などで確認できない場合は補助金が交付できない可能性があります。
市民税の課税地が調布市外の場合は別途課税証明書等の提出が必要です。
- ※⁴…定期利用保育は、就労や就学等の理由で複数月にわたって継続的な保育を必要とする児童を預かる事業です。同居親族等が保育できる場合は対象となりません。

～対象施設～

都単独型一時預かり事業及び定期利用保育事業を実施している施設で、国の無償化の対象外となっている施設

- 1 調布市内の都単独型一時預かり事業について
対象施設はありません
- 2 調布市内の定期利用保育事業について
「エンゼルシー」が対象となります

※調布市外の対象施設については、対象施設の所在している区市町村に、「東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱」に基づく事業を実施している施設かどうかお問い合わせください。

～助成額～

- 1 児童が3歳～5歳 月額3.7万円まで
- 2 児童が0歳～2歳 月額4.2万円まで

国の無償化対象となる事業と併せて利用する場合は、上記助成額から差し引きます。

【例】3歳～5歳児が、病児保育事業を利用し、その利用料の1.0万円が無償化となった場合
⇒ 2.7万円（3.7万円-1.0万円）まで補助します。

※利用料以外の負担金（延長保育利用料や昼食代など）は助成の対象外となります。

～申請から助成金支払いまでの流れ～

1 保育の必要性の認定を受ける

利用開始前に認定申請が必要です。既に認定を受けている場合は不要です。

2 助成申請書の提出

- 1 施設に「支払済証明書」の発行を依頼し、受け取ります
- 2 申請書（市ホームページから印刷してください）に記入します
- 3 提出期限（「4 助成金のお支払い」のとおり）までに1と2を保育課へ提出します

3 助成額の決定

申請書等を審査のうえ、助成額を決定し、市より保護者へ通知します。

4 助成金のお支払

年4回、保護者指定の口座にお振込みします。

	対象月	申請書提出期限	振込予定時期
第1回	4～6月分	7月15日（水）	8月末
第2回	7～9月分	10月15日（木）	11月末
第3回	10～12月分	1月15日（金）	2月末
第4回	1～3月分	4月9日（金）	5月末

※各回に定める提出期限を過ぎてから提出の場合は、次の回の振込となる場合があります。

～保育の必要性の認定を受けていない方～

市から以下の認定を受ける必要があります。認定申請書のほか、保育の必要性を確認できる書類※が必要です。

- (1) 児童が3歳～5歳、または0歳～2歳で市民税非課税世帯
… 調布市子育てのための施設等利用給付認定
- (2) 児童が0歳～2歳で市民税課税世帯
… 調布市子どものための教育・保育給付認定

※市ホームページ「幼児教育・保育の無償化」の「保育の必要性」を御確認ください。

(例) 父母ともに会社員の場合…父母の就労証明書（勤務先が記入）

～問い合わせ先～

調布市子ども生活部保育課保育・幼稚園係
〒182-8511 調布市小島町 2-35-1
TEL 042-481-7132・7133・7134

